



産業廃棄物処分業許可申請書

令和 8 年 1 月 20 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

申請者

〒849-0902

住 所 佐賀県佐賀市久保泉町上和泉 2809 番地 1

氏 名 株式会社 江里口造園

代表取締役 江里口義章

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 0952-97-4860

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>中間処理業</p> <p>破碎:紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず並びに廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず以上 7 種類(水銀使用製品産業廃棄物を除く)。</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒849-0902 佐賀県佐賀市久保泉町上和泉 2809 番地 1 電話番号 0952-97-4860</p> <p>事業場 〒845-0003 佐賀県小城市小城町岩蔵字新鹿倉 6408-133. 6408-135. 6408-137. 6408-138. 6408-139. 6408-140 電話番号</p>
<p>事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>別紙 1 のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙 2 のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び施設の概要</p>	<p>別紙(様式七号の 2.)の通り</p>
<p>※事務処理欄</p>	



(日本工業規格 A 列 4 番)

事務に関しお預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。(県のホームページにおいて産業廃棄物処理業者名簿(許可証の内容及び連絡用電話番号)を公開しておりますが、公開に同意されない場合はお申し出ください。)